

各位

令和 2 年 8 月 7 日
第一商品株式会社

弊社に対する行政処分についてのお詫びとお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

今回、農林水産省および経済産業省より商品先物取引業の停止処分を受けたことを、ご報告申し上げますと共に、心よりお詫び申し上げます。

社会の公器として高い信頼と企業責任を求められる商品先物取引業界において、このような事態を招きましたことを深く反省し、お客様はじめ関係者の皆様に多大なご迷惑ご心配をお掛けしますことを、衷心よりお詫び申し上げます。

弊社役職員は今回の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、内部管理体制の充実・強化と更なる法令遵守の徹底および再発防止等の強化を実施することで、信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

お客様、株主の皆様にはご迷惑をおかけしますことを重ねて深くお詫び申し上げますと共に、今後とも引き続き変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

謹白

記

(処分の内容)

- ・令和 2 年 8 月 17 日から令和 2 年 9 月 11 日までの 20 営業日の間、商品先物取引業を停止すること（ただし、委託者の計算による取引の決済を結了させること、及び委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を返還することを除く）。

以上